

(21) 石引4丁目線（本多の森ホール前）無電柱化事業

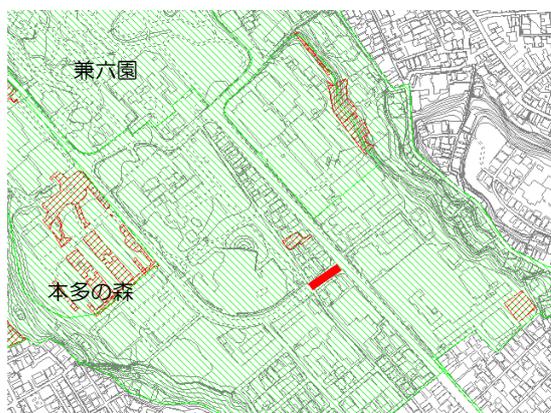
- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成23年度
- ・（位置及び区域）：石引4丁目地内
- ・（事業の概要）



本多の森ホールからいし曳き通りを結ぶ約50m区間の無電柱化を行う。

- ・（支援措置）：社会資本整備総合交付金（道路事業：平成23年度）
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

辰巳用水（国指定史跡）が流れるいし曳き通りは、かつて戸室山から金沢城の石垣用の戸室石を曳いた道として今もその名を残している。近隣には兼六園（国指定特別名勝）、三寺院群のひとつである小立野寺院群があり、歴史遺産を巡る上で重要なルートに位置づけられる。本多の森公園からの未整備区間を無電柱化することにより、歴史文化資産にふれあいながら散策できる安全な歩行空間を確保し、回遊性の向上を図ることで、金沢城周辺の歴史的風致の維持及び向上を図る。



(22) 中央通り線無電柱化事業

- ・ (整備主体) : 金沢市
- ・ (事業期間) : 平成 29 年度
- ・ (位置及び区域) : 片町 2 丁目、中央通町、
長町 2 丁目地内



- ・ (事業の概要)
長町緑地から養智院付近までの約 200m 区間の無電柱化を行う。
- ・ (支援措置) : 市単独事業
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

犀川を水源とする大野庄用水は、金沢で最も古い用水であり、藩政期とほぼ変わらぬ位置を通り、当該区間を横断し長町武家屋敷群へと流れている。沿線にある養智院は、大野庄用水の守護仏として城下町整備の過程においても寺町台への移転を免れ、今日もその場所で用水を守っている。歴史にふれあいながら散策できる安全な歩行空間を確保し、美しい都市景観の形成を図るための無電柱化を行うことで、大野庄用水で結ばれる犀川から長町武家屋敷群への回遊性を向上し、それぞれの歴史的風致の維持及び向上を図る。



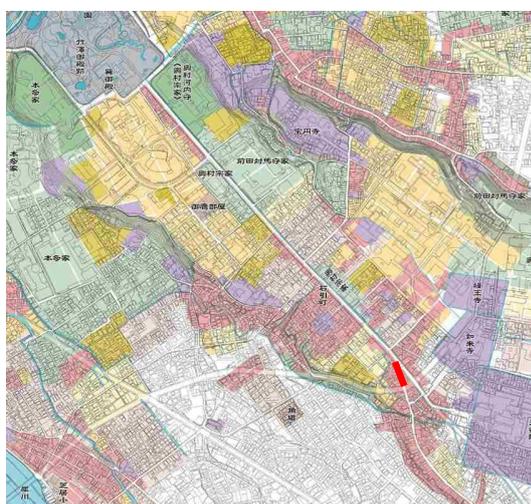
(23) 小立野下馬地藏地区無電柱化事業

- ・ (整備主体) : 金沢市
- ・ (事業期間) : 平成 25 年度
- ・ (位置及び区域) : 石引 2 丁目地内
- ・ (事業の概要)

石川県の主要地方道金沢湯涌福光線無電柱化事業に合わせて、石引二丁目交差点付近の市道箇所 (L=約 60 m) の無電柱化と道路の修景整備を行う。

- ・ (支援措置) : 防災・安全交付金 (道路事業 : 平成 25 年度)
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

当路線は、金沢市中心部に位置し、天徳院前地区へ至る道路として多くの市民、観光客が訪れる一帯である。隣接する主要地方道金沢湯涌福光線の無電柱化工事に合わせて電線類の地中化を実施することにより、小立野寺院群周辺における歴史的風致の維持及び向上を図る。



(24) 旧観音町通り無電柱化事業

- ・ (整備主体) : 金沢市
- ・ (事業期間) : 平成 28~29 年度
- ・ (位置及び区域) : 東山 1 丁目地内
- ・ (事業の概要)

国道 359 号から観音院へ至る約 350m 区間において無電柱化を行う。

- ・ (支援措置) : 市単独事業 (平成 28 年度)
防災・安全交付金 (道路事業 : 平成 29 年度)
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

卯辰山麓重要伝統的建造物群保存地区にあり、歴史都市金沢を象徴する金沢城周辺地区や同じく重要伝統的建造物群保存地区である主計町、ひがし茶屋街と一体となって歴史的風致を形成する道路である。当該区域において、安全な歩行空間の整備や美しい都市景観の向上を図るための無電柱化を行うことで、重要伝統的建造物群保存地区内における歴史的風致の維持及び向上を図る。



(25) (都) 専光寺野田線 無電柱化事業

- ・ (整備主体) : 石川県
- ・ (事業期間) : 平成 21 年度～28 年度
- ・ (位置及び区域) : 寺町 5 丁目地内
- ・ (事業の概要)



蛤坂交差点から寺町 5 丁目交差点までの約 440 m 区間において、無電柱化と道路の修景整備を行う。

- ・ (支援措置) : 地域活力基盤創造交付金 (平成 21 年度)
社会資本整備総合交付金 (道路事業 : 平成 22 年度)
地域自主戦略交付金 (道路事業 : 平成 23 年度)
社会資本整備総合交付金 (道路事業 : 平成 24～28 年度)
防災・安全交付金 (道路事業 : 平成 25～28 年度)
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

周辺界隈には藩政時代に形成された 3 寺院群の中でも最大規模である寺町寺院群が形成されている。安全な歩行空間の整備に加え、樹齢 400 年といわれる松月寺の大桜 (国指定天然記念物) をはじめとした町家や寺社などの美しい都市景観の形成を図るため、無電柱化と道路の修景整備を行い、寺町寺院群周辺の歴史的風致の維持及び向上を図る。



(26) (都)小立野線 無電柱化事業

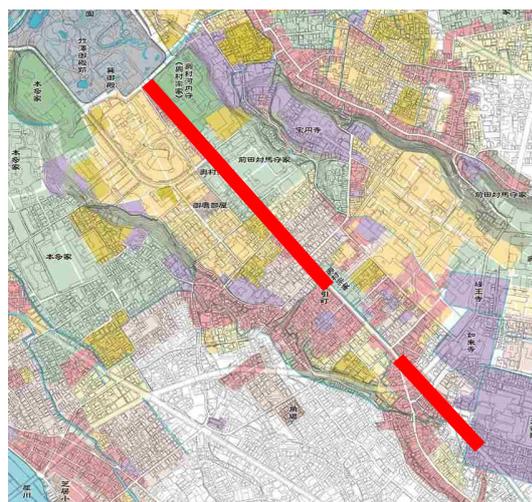
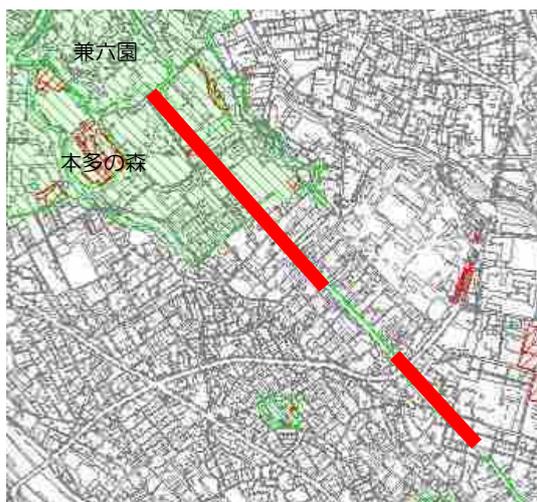
- ・ (整備主体) : 石川県
- ・ (事業期間) : 平成 21 年度～29 年度
- ・ (位置及び区域) : 下石引町～石引 1 丁目
地内、小立野 4 丁目地内
- ・ (事業の概要)

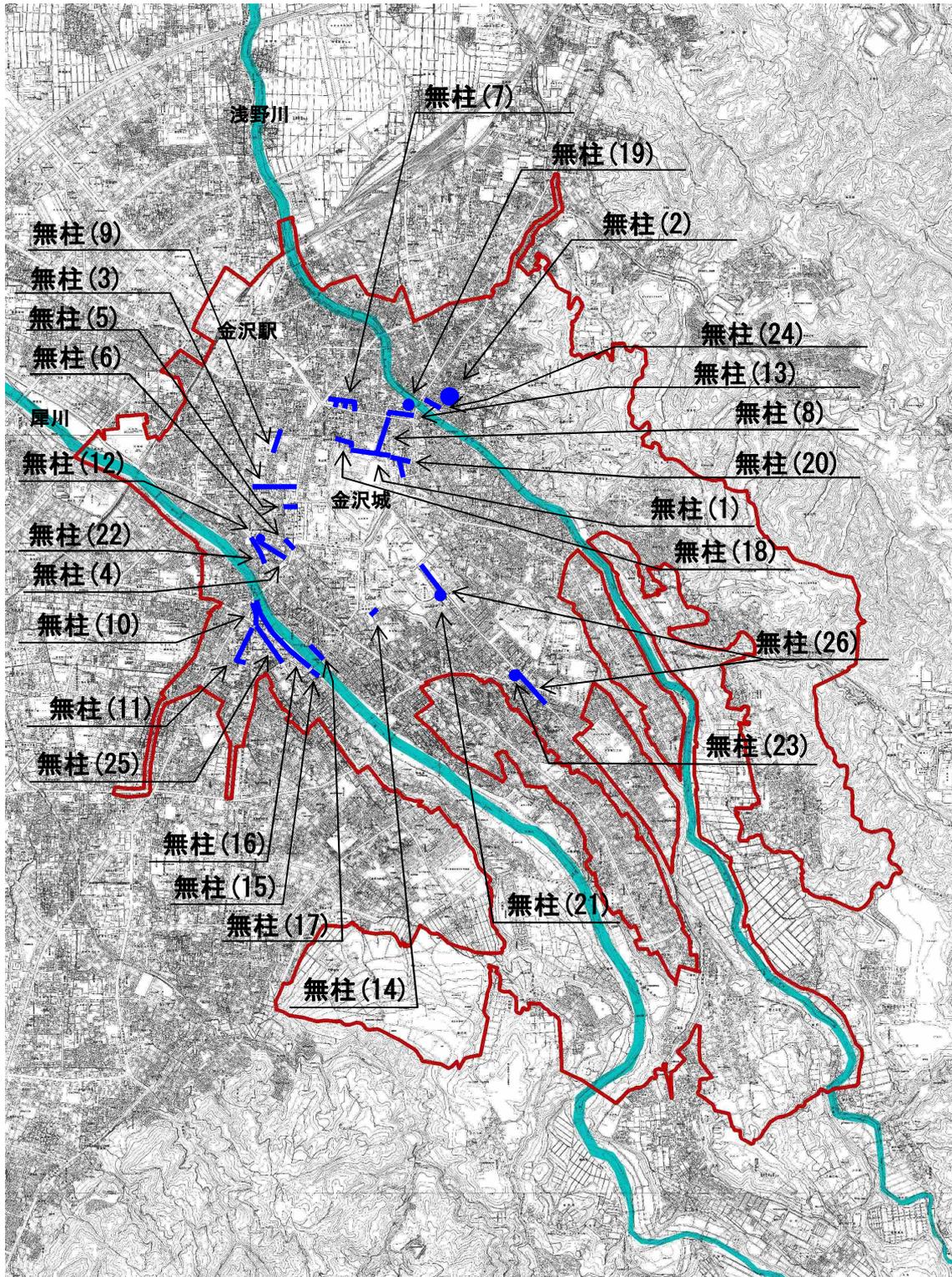


兼六坂上交差点から金沢大学附属病院前までの約 8 5 0 m 区間及び石引 1 丁目から小立野 4 丁目間の約 2 6 6 m において、無電柱化と道路の修景整備を行う。

- ・ (支援措置) : 地域活力基盤創造交付金 (平成 21 年度)
社会資本整備総合交付金 (道路事業 : 平成 22 年度)
地域自主戦略交付金 (道路事業 : 平成 23 年度)
社会資本整備総合交付金 (道路事業 : 平成 24 年度)
防災・安全交付金 (道路事業 : 平成 25～29 年度)
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

周辺界限には藩政時代に形成された 3 寺院群の一つでもある小立野寺院群が形成されている。安全な歩行空間の整備に加え、3 代藩主前田利常の正室珠姫の菩提寺として建立された天徳院や沿道を通る辰巳用水など美しい都市景観の形成を図るため、無電柱化と道路の修景整備を行い、小立野寺院群周辺における歴史的風致の維持及び向上を図る。





無電柱化事業位置図

【惣構復元整備事業】

(1) 西内惣構（緑水苑）復元事業

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 20～21 年度
- ・（位置及び区域）：主計町地内
- ・（事業の概要）



主計町重要伝統的建造物群保存地区にある主計町緑水苑内に流れる西内惣構について、関係機関と連携しつつ、発掘調査結果をもとに遺構の保存に配慮し、史実に即した適切な復元整備を行う。

- ・（支援措置）：歴史的環境形成総合支援事業（平成 20～21 年度）
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

城下町金沢の形成過程で重要な要素をなす内外二重の惣構は、当時の都市構造を現在に伝える貴重な歴史遺産の一つである。主計町重要伝統的建造物群保存地区で惣構の復元整備をすることによって時代の重層性を付加するとともに、こまちなみ保存区域である旧新町や東山ひがし重要伝統的建造物群保存地区などと一体となった歴史的景観ゾーンとしての更なる回遊性の向上を図る。



(2) 西外惣構（升形）復元事業

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 20～29 年度
- ・（位置及び区域）：安江町地内
- ・（事業の概要）



西外惣構の要所であった升形について保存活用するために用地買収を行い、関係機関と連携しつつ、発掘調査結果をもとに遺構の保存に配慮し、史実に即した適切な復元整備を行う。

- ・（支援措置）：歴史的環境形成総合支援事業（平成 20～21 年度）
社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業：平成 28 年度～29 年度）
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

城下町金沢の形成過程で重要な要素をなす内外二重の惣構は、当時の都市構造を現在に伝える貴重な歴史遺産の一つである。当該区域は、藩政期に金沢の外港として栄えた金石（宮腰）とを結ぶ往還（宮腰往還）の城下への入り口として造られた升形の総門があった場所である。発掘調査をもとに復元を行い、惣構の意義や規模を明らかにし、市民が気軽に見学できる場として整備することで、積極的な保存と活用を図る。



(3) 西外惣構（玉川公園横）復元事業

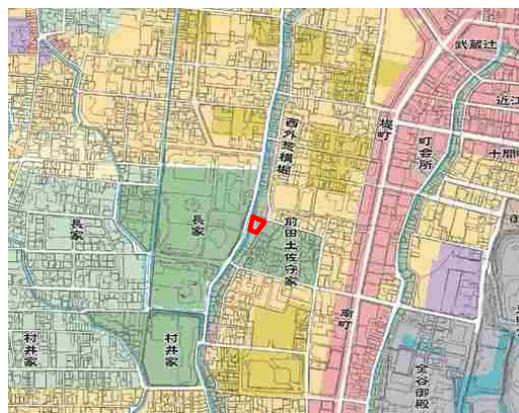
- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 29 年度
- ・（位置及び区域）：高岡町地内
- ・（事業の概要）



玉川公園横にかつてあった西外惣構について保存活用するために用地買収を行い、関係機関と連携しつつ、発掘調査結果をもとに遺構の保存に配慮し、史実に即した適切な惣構の復元整備を行う。

- ・（支援措置）：市単独事業
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

城下町金沢の形成過程で重要な要素をなす内外二重の惣構は、当時の都市構造を現在に伝える貴重な歴史遺産の一つである。この界限には、近世史料館、玉川図書館、玉川こども図書館など文教施設が隣接しており、発掘調査をもとに復元を行い、惣構の意義や規模を明らかにし、市民が気軽に見学できる場として整備することで、積極的な保存と活用を図る。



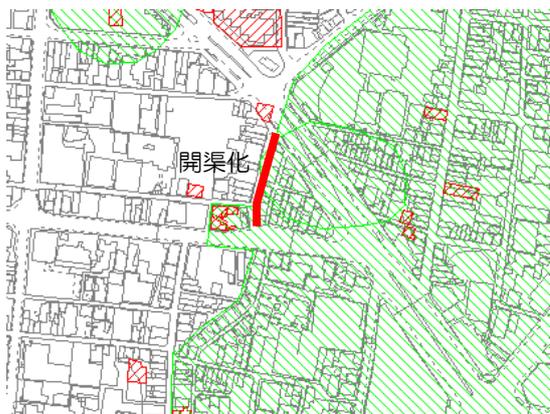
(4) まちなか辰巳用水（西外惣構）再生事業

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 29 年度
- ・（位置及び区域）：安江町地内
- ・（事業の概要）

辰巳用水として維持管理されている西外惣構の暗渠区間を開渠化する。（L＝約 90m）

- ・（支援措置）：市単独事業
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

城下町金沢の形成過程で重要な要素をなす内外二重の惣構は、当時の都市構造を現在に伝える貴重な歴史遺産の一つである。西外惣構に位置する当該箇所は、現在辰巳用水として維持管理されているが、そのほとんどが暗渠化されている。可能な箇所で開渠化することによって市民へのPRを含め歴史遺産に対する保護意識を向上させる。惣構の歴史的・文化的価値に配慮するため、整備内容については、関係機関と連携して検討を行う。



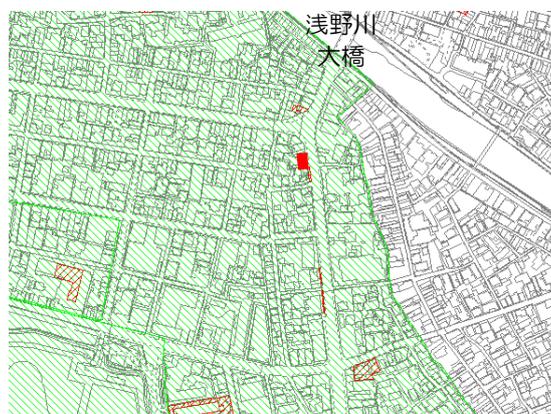
(5) 東内惣構（尾張町）復元事業

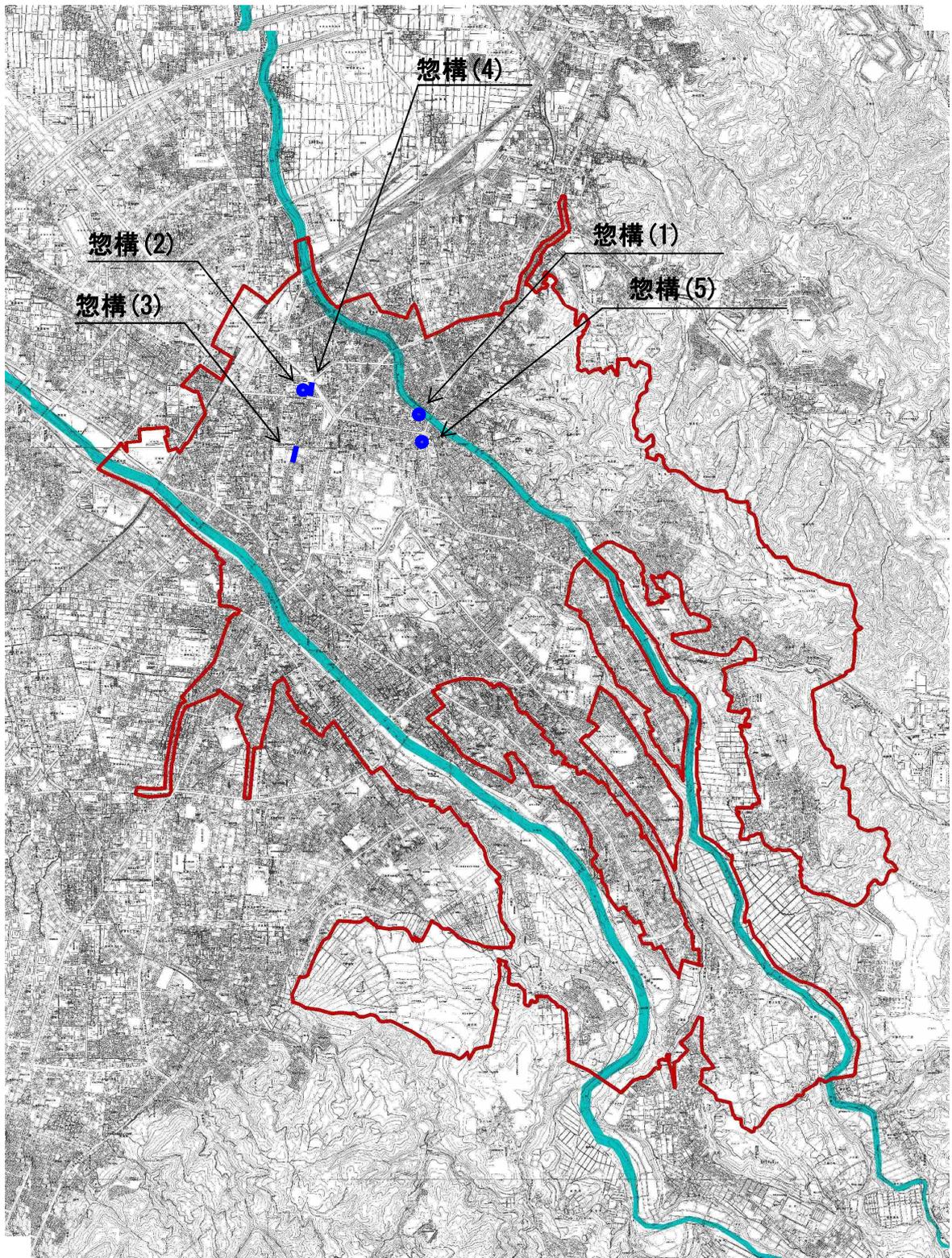
- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 25～26 年度
- ・（位置及び区域）：尾張町地内
- ・（事業の概要）

国道 159 号沿いに面する東内惣構について保存活用するため、関係機関と連携しつつ、発掘調査結果をもとに遺構の保存に配慮し、史実に即した適切な惣構の復元整備を行う。

- ・（支援措置）：社会資本整備総合交付金
（街なみ環境整備事業：平成 25～26 年度）
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

城下町金沢の形成過程で重要な要素をなす内外二重の惣構は、当時の都市構造を現在に伝える貴重な歴史遺産の一つである。この界限には、東内惣構跡枯木橋詰遺構のほか、金沢文芸館や金沢蓄音機館など文教施設が隣接しており、発掘調査をもとに復元を行い、惣構の意義や規模を明らかにし、市民が気軽に見学できる場として整備することで、積極的な保存と活用を図る。





惣構堀復元整備事業位置図

○その他歴史的風致維持向上施設の整備事業

(1) 観光駐輪場整備事業

- ・ (整備主体) : 金沢市
- ・ (事業期間) : 平成 20～22 年度
- ・ (位置及び区域) : 東山 1 丁目、長町、野町 2 丁目地内

- ・ (事業の概要)

まちなかにおける駐輪場の整備

- ・ (支援措置) : 市単独事業
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

旧城下町区域の街路網は、基本的に近世以来の形態を残しており、それら歴史的風致を活かすため、歩行者・公共交通優先のまちづくりを進める必要がある。東山ひがし重要伝統的建造物群保存地区を含む 3 茶屋街など、歴史的風致の維持及び向上を図る区域においては計画的な駐車場、駐輪場の配置に努める。



[東山 1 丁目地内]



[長町地内]



[野町2丁目地内]

(2) 東山ひがし防災拠点広場整備事業

- ・ (整備主体) : 金沢市
- ・ (事業期間) : 平成 20~21 年度
- ・ (位置及び区域) : 東山 1 丁目地内
- ・ (事業の概要)

東山ひがし重要伝統的建造物群保存地区内において防災拠点広場を整備 (A = 128 m²)

外構修景整備、休憩施設、植栽、案内施設

- ・ (支援措置) : 歴史的環境形成総合支援事業 (平成 21 年度)
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

卯辰山山麓の浅野川右岸近くに位置する東山ひがし重要伝統的建造物群保存地区には、茶屋建築の典型である国重要文化財「志摩」をはじめとする歴史的街並みが残っている。平成 13 年度に策定した東山ひがし防災基本計画に基づき、防災施設を設置すると同時に東山ひがしの玄関口に周辺環境と調和した拠点広場を整備し、休憩施設や案内施設を設置することにより、茶屋街の歴史的風致の維持及び向上を図る。



(3) 「土清水塩硝蔵跡」復元整備事業

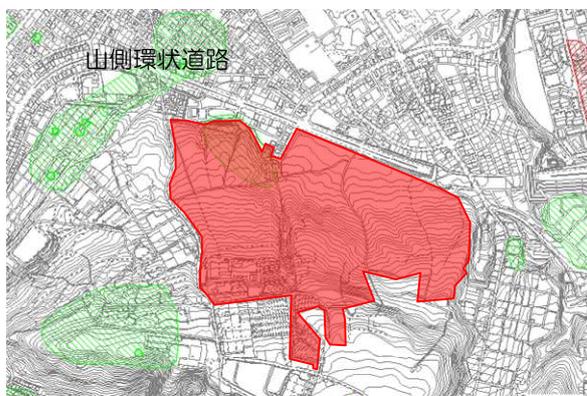
- ・ (整備主体) : 金沢市
- ・ (事業期間) : 平成 24~29 年度
- ・ (位置及び区域) : 涌波 1 丁目、涌波町、大桑町地内
- ・ (事業の概要)
 - 「土清水塩硝蔵跡」の用地取得・復元整備(A=約 11 ha)
- ・ (支援措置) : 市単独事業 (平成 24 年度)
 - 国宝重要文化財等保存整備事業費補助金 (平成 25~29 年度)
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)
 - 近世最大級の黒色火薬精製施設である「土清水塩硝蔵跡」については、発掘調査の結果、地下遺構が良好に保存されていることが判明している。今後さらに調査を重ね情報を収集し、遺構の保存に配慮しつつ史実に即した復元整備を検討する。



(4) 野田山墓地整備事業

- ・ (整備主体) : 金沢市
- ・ (事業期間) : 平成 22～29 年度
- ・ (位置及び区域) : 野田町地内
- ・ (事業の概要) : 野田山墓地の整備 (A=約 42 ha)
- ・ (支援措置) : 歴史的環境形成総合支援事業 (平成 22 年度)、
社会資本整備総合交付金
(街なみ環境整備事業 : 平成 23～29 年度)
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

野田山墓地は、「加賀藩主前田家墓所」を頂点に、総数 5 万余基ともいわれる武士、町人層までの墓が立ち並ぶ、金沢の縮図ともいえる深淵かつ歴史的な墓地である。「加賀藩主前田家墓所」の緩衝地帯としての位置づけのもと、遺構等に配慮するため、関係機関と連携しつつ、自然環境及び歴史性を重視した整備計画を策定し、参道・便益施設等の再整備を行う。歴史的・文化的資産としての墓地の継承を図ることで、野田山丘陵の歴史的風致の維持及び向上を図る。



(5) 安江金箔工芸館移転整備事業

- ・ (整備主体) : 金沢市
- ・ (事業期間) : 平成 19~22 年度
- ・ (位置及び区域) : 東山 1 丁目地内
- ・ (事業の概要)
 - 整備面積 $A=740.55 \text{ m}^2$
 - 用地取得 $A=124.75 \text{ m}^2$
 - 博物館機能、調査研究機能を設けた 3 階建施設の建築
 - 駐車場整備
 - 庭園
- ・ (支援措置) : まちづくり交付金 (平成 20~22 年度)
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)



金箔は、昭和 52 年に国の伝統工芸品として指定され、本市は国内随一の金箔産地として、全国生産量のほとんどを占めており、金沢の伝統文化・伝統工芸を支える大きな柱の一つとなっている。安江金箔工芸館は、その金箔の製造道具や金箔に関する美術工芸品などを収集・保管・展示する博物館施設である。

今般、施設周辺の環境の変化や、建物の老朽化に伴い、金箔とゆかりが深い東山地区に移設するものである。当該事業により、周辺の金箔産業施設との連携による利用促進を図り、地域全体を活性化させ、本市の伝統的工芸品産業の一つである金箔産業の発展につなげるものである。



(6) 本多町歴史文化ゾーン整備事業

- ・ (整備主体) : 金沢市
- ・ (事業期間) : 平成 21～23 年度、平成 26～29 年度
- ・ (位置及び区域) : 本多町 3 丁目地内
- ・ (事業の概要)

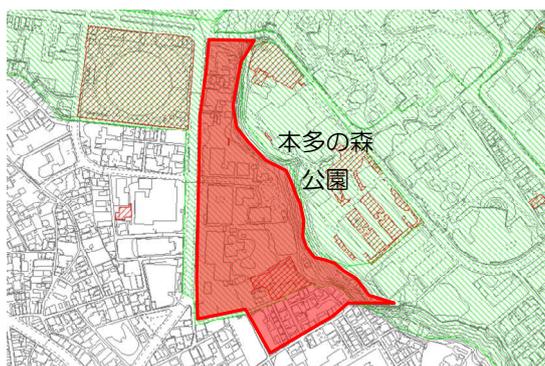


道路修景整備や遊歩道の整備など、ゾーン内外の回遊性を高める散策路の整備を進めるとともに、その中心となる緑地に、この地にゆかりが深く世界的な仏教学者である鈴木大拙の記念館を整備する。

- 緑地整備 (緑地空間、鈴木大拙記念館)
- 道路修景整備 (緑の小径、美術の小径、遊歩道など)
- ・ (支援措置) : 社会資本整備総合交付金
 - (都市再生整備計画事業 : 平成 21～23、26～28 年度)
 - (街なみ環境整備事業 : 平成 27～28 年度)
 - 国宝重要文化財等保存整備費補助金 (平成 26、29 年度)
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

特別名勝兼六園の西側に隣接する、本多の森公園から大乘寺坂にかけての区域は、加賀八家筆頭家老であった本多家の屋敷跡であり、本多家の庭園遺構である松風閣庭園 (市指定名勝) をはじめ、旧中村邸や中村記念美術館、歴史博物館など多くの歴史文化施設が集積している。加えて起伏に富んだ地形に存する豊かな自然や坂路が金沢特有の魅力を醸し出しており、本市の重要な歴史文化ゾーンのひとつである。

この区域において、本多家の屋敷跡における遊歩道 (歴史の小径) の整備といった道路の修景や緑地等の整備を行うとともに、海外に対しても強い発進力を有する新たな文化施設として鈴木大拙記念館を整備し、散策路等で区域内の歴史文化施設をつなぐことにより、本多の森周辺の歴史文化施設の回遊性を高め、人々が本市の貴重な歴史文化に触れ、自然を感じ取りながら、落ち着いて思索にふけることができる散策空間の創出を図る。整備内容については、特別名勝等への景観的配慮や当該区域の文化的特性を重視し、関係機関と連携して検討する。



(7) 桜橋詰・寺町台界限整備事業

- ・ (整備主体) : 金沢市
- ・ (事業期間) : 平成 21～29 年度
- ・ (位置及び区域) : 野町～寺町地内
- ・ (事業の概要)

道路修景整備や無電柱化、防災機能を備えた緑地の整備を進め、にし茶屋街、寺町寺院群、犀川周辺の回遊性の向上を図る。

- 緑地整備 (桜橋左岸上流河岸緑地、桜橋右岸下流河岸緑地)
- 道路修景整備、無電柱化 (犀川左岸、旧鶴来街道 (再掲))

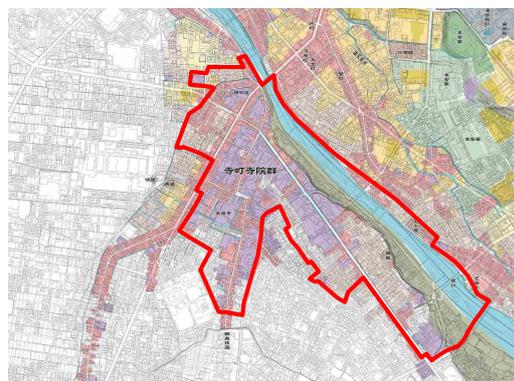
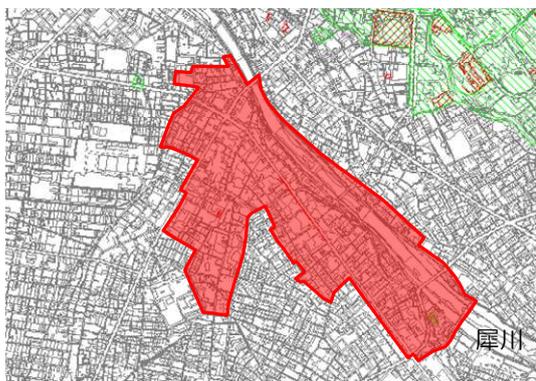
- ・ (支援措置) : 社会資本整備総合交付金

(都市再生整備計画事業 : 平成 21 年度)

- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

寺町台界限は、にし茶屋街や寺町寺院群、文豪の軌跡など、東山界限と並び独自の文化と金沢固有の歴史文化資産を数多く有している区域である。また、桜橋詰には医王山系の山並みを背景とした犀川が流れ、「石伐坂 (W坂)」や「桜坂」など藩政時代に由来する名の坂路もあり、そこからの眺望は、本市の景観上極めて重要な区域となっている。

この区域において、道路の修景や緑地の整備など、面的な整備を行うことにより、この界限の回遊性の向上を図る。また、整備内容については、当該区域における景観の文化的特性に配慮するため、関係機関と連携して検討を行う。



(8) 観光案内板整備事業

- ・ (整備主体) : 金沢市
- ・ (事業期間) : 平成 21～29 年度
- ・ (位置及び区域) : 金沢市内、金石、大野地区
- ・ (事業の概要)

金沢魅力発信行動計画や歴史的風致維持向上施策の実施に伴い再整備された新たな名所や旧跡を通る観光ルートを新しく設定する。また、既存の観光案内サインや、案内ホームページの更新を行い、市内の回遊性の向上を図る。
- ・ (支援措置) : 社会資本整備総合交付金
(道路事業に関連する効果促進事業 : 平成 21～25 年度)
市単独事業 (平成 26～29 年度)
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

本市の観光戦略の基本は加賀藩ゆかりの歴史文化遺産の活用であり、その中心に金沢の歴史的風致が位置づけられる。平成 26 年度には北陸新幹線の金沢開業も予定されており、金沢に関する様々な情報の集積と発信が活発化することが予想される。観光案内サインや、案内ホームページをより充実させ、市内の回遊性の向上を図ることで、観光客に歴史的な建物や街並み、伝統文化、伝統工芸などの理解を深めてもらおう。

(9) 金沢職人大学校第2実習棟整備、 事務所棟耐震改修整備事業

- ・ (整備主体) : 金沢市
- ・ (事業期間) : 平成 21～22 年度
- ・ (位置及び区域) : 大和町地内
- ・ (事業の概要)



金沢職人大学校実習棟横に第2実習棟を建設し、修復専攻科専用スペースを確保すると同時に、金沢箔職人育成のための作業場を併設する。また、歴史的建造物である事務所棟の耐震改修に併せ、外観の復元を行う。

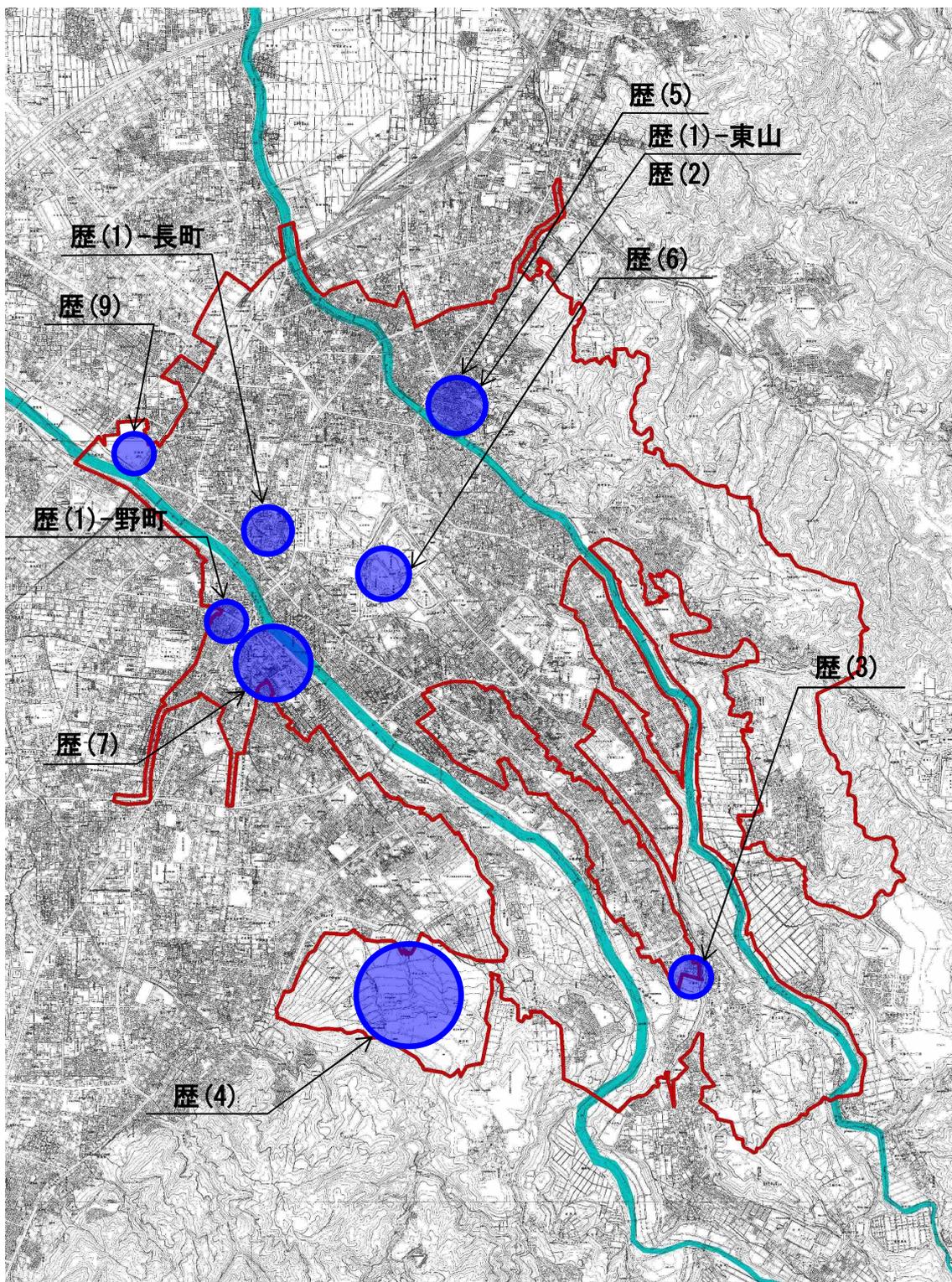
- ・ (支援措置) : 市単独事業
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

手仕事のまちとして歩んできた金沢には、藩政期から職人の高度な伝統技能が伝えられてきた。これら伝統技能を継承していくため平成8年に金沢職人大学校を開校し、大工、造園など本科9業種において中堅職人を対象に高度な技術を学ぶべく3年間のカリキュラムを履修し、匠の技と職人としての生き方を学んでいる。また、本科修了生を対象にさらに高度な歴史的建造物の修理・技術を3年間学ぶべく、修復専攻科を開校し、伝統術後継者の育成に努めている。修了生は、市内の文化財をはじめとする歴史的建造物の修復事業に携わり、高い評価を得ている。

第2実習棟整備事業において、修復専攻科専用スペースを確保することにより、修理・復元に必要な古材保管、文献資料保管も充実する。また、金沢箔職人育成のための作業場を併設することにより、金沢の伝統技能、芸術文化、伝統産業の更なる発信が可能となる。

金沢職人大学校は市民芸術村と併設し、金沢最大の繊維工場であった大和紡績の跡地を利用しており、大和紡績の管理棟であった大正期の歴史的建造物を現在事務所棟として活用している。今回の耐震改修において外観の復元を行い、隣接するレンガ造りの倉庫と一体となった歴史的風致の維持及び向上を図る。





その他歴史的風致の維持向上施設の整備事業位置図

ハ. 農業用排水施設の整備又は管理に関する事項

○農業用排水施設の管理に関する事項

本市では、用水を市民とともに保全し、潤いとやすらぎにあふれる用水環境をはぐくみ、貴重な財産として後代に継承することを目的に平成8年（1996）「金沢市用水保全条例」を制定した。この条例に基づき特に残すべき用水を保全用水として指定し、個別に保全基準を定めている。また用水の維持管理・修繕・整備に関しては、用水保全要綱で「用水景観」「開渠化の促進」「清流の確保」「用水の利用」の各事項に関する指針を設定し、用水の維持管理に努めている。

金沢の用水は農業用水路として、市街化区域を通過し下流にある受益地へ延びている。管理については、農業用排水施設を管理するそれぞれの土地改良区が、受益地に農業用水を安定供給するための水門の操作や市街地郊外の農業地帯を流れる水路の護岸などの建造物の管理や修繕、清掃などの日常管理を行っている。

金沢市は、年間を通じて雨水排水対策上、緊急時における水門操作を行っている。また、市内を通過する農業用水路は用水景観としての役割も有していることから、市街地を流れる水路の護岸などの建造物の修繕は市が、清掃などの日常管理については市と土地改良区で行っている。

しかし、これまで適切に管理を実施してきたが、農家の高齢化、後継者不足により、維持管理に支障をきたすようになってきているなど今後の管理体制が課題としてあげられる。一方で、用水を活かしたまちづくりの動きが活発化してきている。町会や商店街等の用水を利用したお祭りや、年数回の清掃活動も行われ、地域における用水の保全・活用が図られてきている。このような市民の用水保全活動の更なる普及をめざし、本市においては小学生を対象とした用水の出前講座をはじめ用水探訪会などを実施し、より用水に接する機会を設け用水保全啓発活動を推進している。

本市の貴重な歴史遺産である用水を保全していくうえで、今後も保全基準や保全要綱に基づき、土地改良区・地域と連携して適切な維持管理を図っていく。



[かんがい用水（大桑用水）]



[清掃活動（鞍月用水）]

【用水の維持管理・修繕・整備に関する指針】

◆用水保全要綱（保全用水共通事項）

項 目		指 針	
用水景観に関する事項	公共空間 護岸	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的遺産でもある古くからの石積みは、可能な限り保存し、老朽箇所はできるだけ同じ素材で復旧する。 ・コンクリート護岸の改修にあたっては、石積み護岸にすることを基本とする。 ・現在、空石積みや素堀水路となっている区間は、可能な限りこれを保全する。 	
	河床	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、コンクリートなどの底打ちが施されていない区間は、可能な限りこれを保全する。 ・河床は、水の流れに風情が醸し出せるように、可能な限り石張りもしくは砂利敷きとする。 	
	沿道及び管理通路	<ul style="list-style-type: none"> ・用水や護岸及び周辺環境（自然環境や街なみ）との調和を図るとともに、快適な歩行者空間の確保に努める。 	
	橋梁	<ul style="list-style-type: none"> ・用水や護岸及び用水の規模に応じたデザインとし、周辺の環境（自然景観や街なみ）との調和を図る。 	
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・水際や石積み護岸天端の植栽、沿道の街路樹など、できる限り緑化に努め潤いのある用水景観を創出する。 	
	その他 工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・水門等の用水管理施設は色彩面で目立たないよう工夫する。 ・水道管、ガス管及び電線類地中化に伴う電線管などの渡架工作物は、外部に露出しないように工夫する。 ・必要に応じて安全柵や駒止め等を設ける。また、そのデザインは用水及び街なみ景観との調和を図るとともに、用水管理や除排雪にも配慮した構造とする。 	
	隣接敷地等	建物等の位置	<ul style="list-style-type: none"> ・用水沿いの景観及び護岸の管理に配慮して、護岸天端に1 m以上（やむを得ない場合でも50cm以上）の通路幅が確保できるようにする。
		建物等のデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・用水及び街なみとの調和を図る。
		私有橋	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街なみとの調和を図る。
		緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の緑は保全し、敷地内の緑化に努める。
開きよ化に関する促進事項	道路敷暗きよ	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、道路機能として重要な箇所については、隣接敷地内での開きよ化や道路拡幅時に併せて開きよ化するなど、機会があれば積極的に推進する。 	
	私有橋	<ul style="list-style-type: none"> ・必要以上に幅の広い私有橋は狭小化し（原則として歩行者用は幅2 m以下、自動車用は幅4 m以下）、通行以外の目的には使用しない。また、原則として1敷地には1橋までとし、建築基準法上問題がある場合は別途考慮する。 	

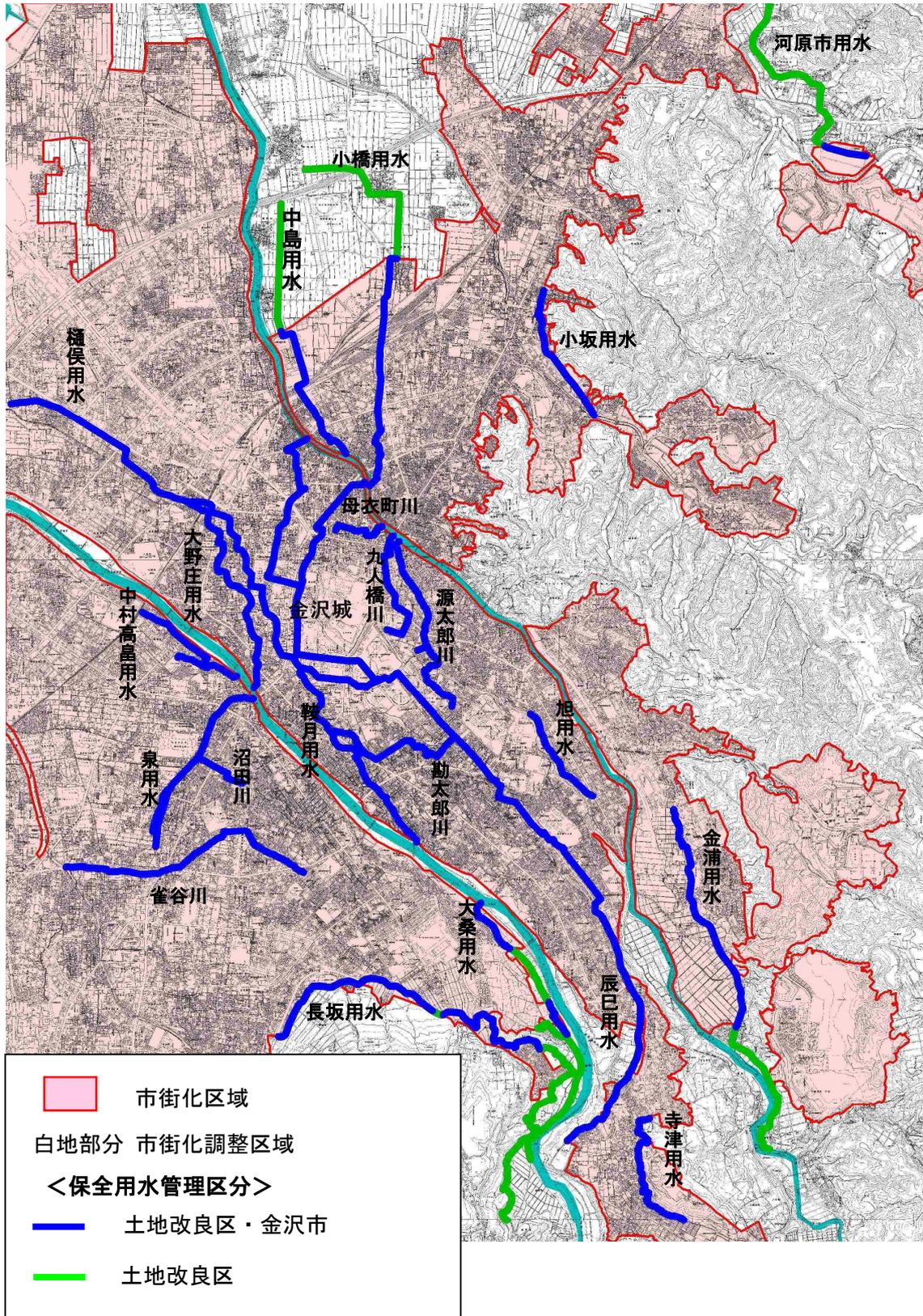
項 目	指 針	
清流の確保に関する事項	通水	<ul style="list-style-type: none"> ・年間通水が図られるよう、行政機関等は水資源確保の対策などに努める。 ・汚れた生活排水や工業排水などが流入しないよう、清流の確保に努める。
	清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・用水路及び周辺は定期的に清掃し、用水空間の美化に努めるとともに、必要に応じて水質調査を行い清流の確保に努める。
	ビオトープ (動植物の 生息空間)	<ul style="list-style-type: none"> ・清流の確保に努めるとともに、用水に育まれてきた動植物とその生息空間を保全する。 ・護岸や河床がコンクリートで整備されている箇所では、極力、石積み護岸のような凹凸のある壁面、石張り・砂利敷きなどの河床にして、水生生物の生息を促す。 ・渇水時に魚などの水生動物が避難できる深み等を所々に設ける。 ・現在、河床に育まれている水草などは、かんがい用水機能に悪影響を及ぼさない限り保全する。
用水の利用に関する事項	灌漑	<ul style="list-style-type: none"> ・灌漑期の農業用水として必要な水量を確保する。
	防災	<ul style="list-style-type: none"> ・防火用水として利用できるように、年間通水を確保するとともに、随所に釜場や堰上げ施設を設ける。 ・用水空間が延焼遮断帯となるように、用水沿いの植栽(防火樹)に努める。 ・背割水路区間においては、できる限り幅の広い管理通路を確保し、災害時の避難路にも利用できるようにする。 ・新たな街づくりにおいても、用水を活用した防災施策を積極的に推進する。
	消雪	<ul style="list-style-type: none"> ・消雪水路としての利用を促進する。ただし、消雪用施設の設置については、用水景観及びビオトープに配慮する。
	雨水排水	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水時に溢水しないように安全性の確保に努める。
	用水沿いの散策路	<ul style="list-style-type: none"> ・背割区間などでは用水管理通路を可能な限り整備し、周辺環境に調和した散策路として活用する。 ・区間によっては、沿道の交通対策を講じ、安心して歩ける歩行者空間を確保する。 ・随所に用水名の碑や案内板を設置し、用水の歴史やその大切さ、まちの成り立ちが学べるよう配慮する。 ・新たな街づくりにおいても、用水沿いの空間を活用した緑道などを積極的に整備し、潤いのある生活空間を形成する。
水辺へのアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ・用水路や周辺の状況に応じて可能な限り階段を設け、水の流れに接するだけでなく、転落時の避難用や用水管理、排雪などに利用できるよう工夫する。 ・用水に面した公共敷地や新たな開発などでは、可能な限り親水空間を整備し、用水とのふれあいが得られるように配慮する。 	

金沢市保全用水の管理区分、受益面積、活用種別

(土地改良区が存在する用水について表記)

用水名	管理区分		受益面積,ha (水利台帳による) (石川県河川課所管)	用途
	管理者	地帯別		
辰巳用水	金沢市	市街化区域 調整区の一部	81.0	灌漑用水 兼六園引用水
	辰巳用水土地改良区	全路線		
鞍月用水	金沢市	市街化区域	412.0	灌漑用水
	鞍月用水土地改良区	全路線		
大野庄用水 (樋俣用水)	金沢市	市街化区域	709.0	灌漑用水
	大野庄用水土地改良区	全路線		
寺津用水	金沢市	市街化区域	138.0	灌漑用水
	寺津用水土地改良区	全路線		
泉用水	金沢市	市街化区域	134.0	灌漑用水
	泉用水土地改良区	全路線		
中村高島用水	金沢市	市街化区域	253.9	灌漑用水
	中村高島用水土地改良区	全路線		
長坂用水	金沢市	市街化区域	61.0	灌漑用水
	長坂用水土地改良区	全路線		
小橋用水	金沢市	市街化区域 調整区域の一部	220.0	灌漑用水
	小橋用水土地改良区	全路線		
中島用水	金沢市	市街化区域 調整区域の一部	323.8	灌漑用水
	中島用水土地改良区	全路線		
金浦用水	金沢市	市街化区域	80.0	灌漑用水
	金浦用水土地改良区	全路線		
大桑用水	金沢市	市街化区域	50.0	灌漑用水
	大桑用水土地改良区	全路線		
河原市用水	金沢市	市街化区域	534.6	灌漑用水
	河原市用水土地改良区	全路線		

※ 市街化区域内の清掃、浚渫などの日常管理は市と土地改良区が協働で行っている。



保全用水の管理区分図

○農業用排水施設の整備に関する事項

保全用水のほとんどは石垣を築いている（一部素堀水路もある）が、老朽化により受益地への水量確保に支障をきたしている用水が多い。修繕・整備には老朽化の著しい用水について行うものとし、先述の指針のほか保全用水ごとに定められた指針に基づいて行う。工事においては、緊急時を除き非灌漑期に行い工事中でも通水確保を原則としている。

以下具体の事業を掲載するが、事業期間については現段階での予定期間である。

（１）長坂用水整備事業

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 29 年度
- ・（位置及び区域）：つつじが丘～蓮花町地内
- ・（事業の概要）

保全指定されている区間のうち上流部（L=約 4,700m）において、老朽化した排水路の漏水箇所等の修繕や隧道の修理を行う。また併せて管理通路の整備も行う。

- ・（支援措置）：市単独事業
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

野田山裾を流れる長坂用水は現在もそのほとんどが素堀の用水路であり、築造当時の用水景観を色濃く残している。築造当時の隧道は現在も使用され、平成 20 年度に市の史跡に指定し、他の区間についても随時追加指定していく予定である。

また、毎年付近の小学生の課外授業としてこの用水沿いを散策したり隧道へ入るなど、身近な歴史遺産としての役割も果たしている。

一方、老朽化に伴い、農業用水としての機能低下や、漏水による周辺の地盤にも影響が出始めている。また、管理通路は人がひとり通れる程度のものであり、えざらいなどの管理にも支障をきたしている。

この歴史遺産を当時の趣を壊さず修理、修繕を行うとともに、管理しやすいよう通路を確保しかつ用水沿いを安全・快適に散策できるよう整備することにより、より一層歴史遺産を身近に感じ取れる環境づくりを行う。



(2) 大野庄用水整備事業

- ・ (整備主体) : 金沢市
- ・ (事業期間) : 平成 18~27 年度
- ・ (位置及び区域) : 片町 2 丁目～
三社町地内



- ・ (事業の概要)

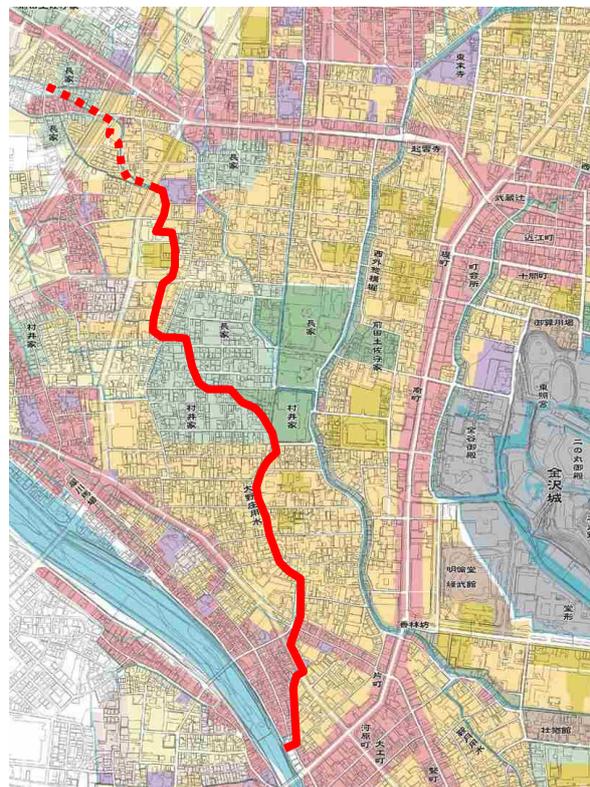
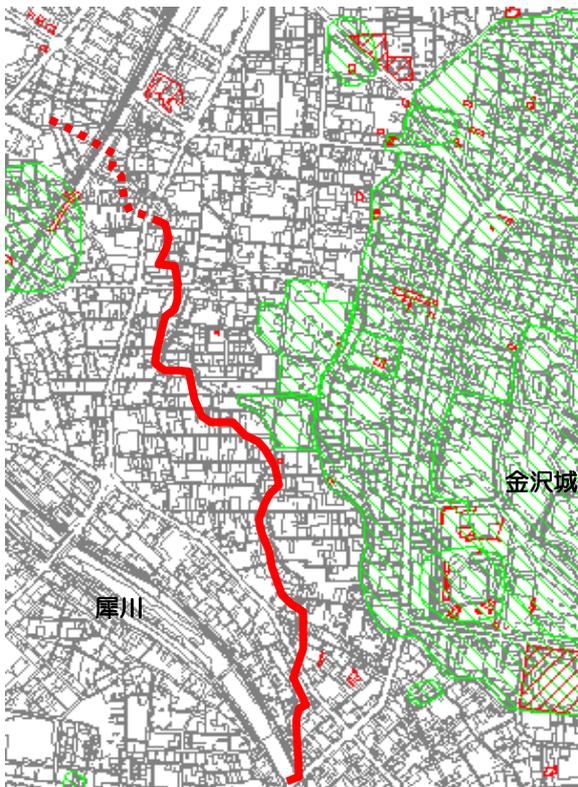
保全指定区間のうち L=約 1,720m 区間において、老朽化した石積み護岸の整備や管理通路の整備並びに私有橋の狭小化も行う。

- ・ (支援措置) : 農山漁村地域整備交付金
(地域用水環境整備事業 : 平成 18~26 年度)
社会資本整備総合交付金
(街なみ環境整備事業 : 平成 27 年度)

- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

大野庄用水は金沢で一番最初に造られた用水である。藩政期とほぼ変わらぬ位置を通り、長町武家屋敷群の土塀横を流れるなど金沢の代表的な用水景観を醸し出している。

既存の石積み護岸の老朽化が著しいため、用水の歴史的・文化的価値に配慮し、関係機関と連携しつつ改修整備を行う。また、用水沿いの通路を快適に歩けるよう整備し、より一層歴史遺産にふれあうことのできる環境づくりを行う。



(3) 鞍月用水整備事業

- ・ (整備主体) : 金沢市
- ・ (事業期間) : 平成 21 年度
- ・ (位置及び区域) : 長土堀 1 丁目地内
- ・ (事業の概要)

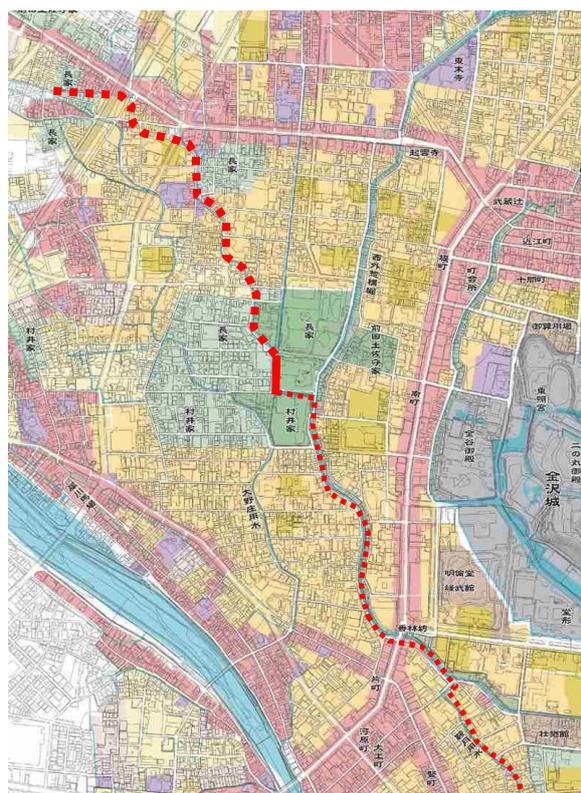
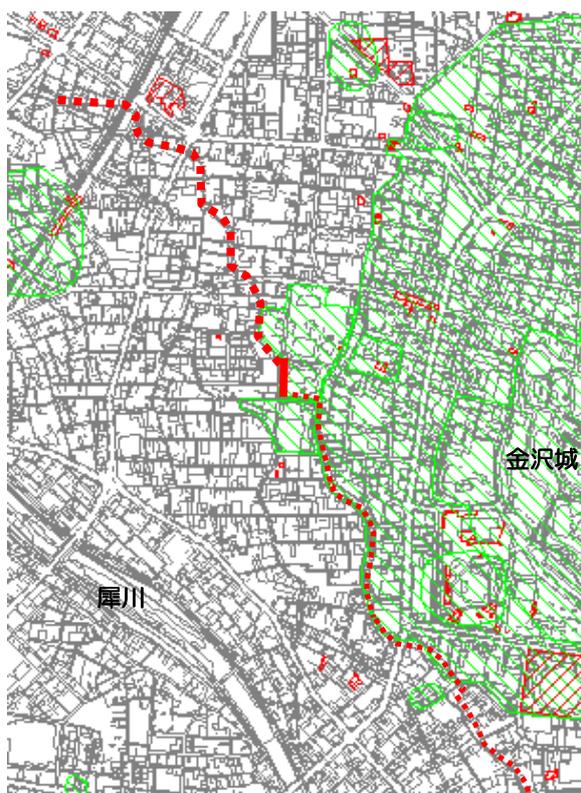


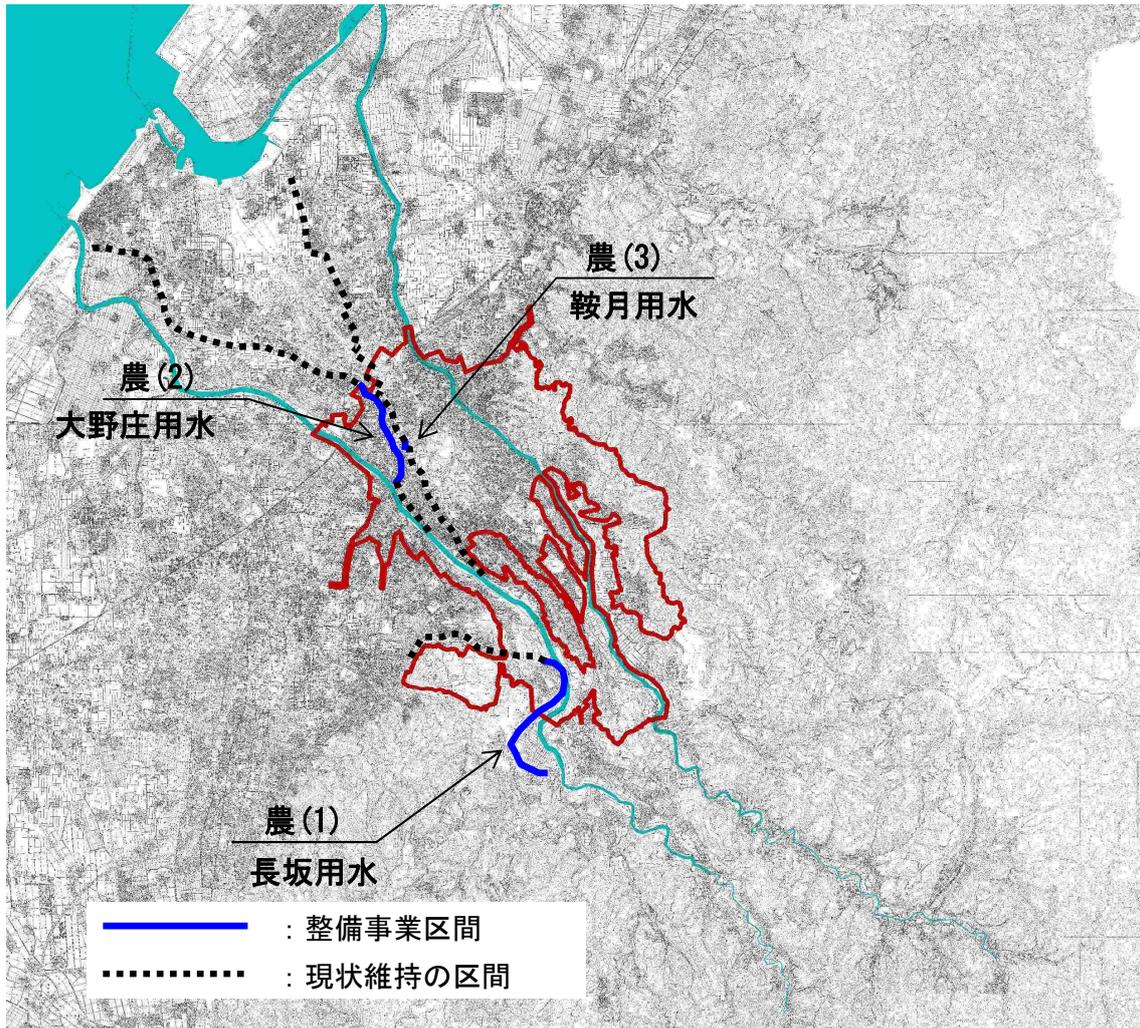
保全指定区間のうち未整備区間である L=約 85m 区間において、開渠化と老朽化した石積み護岸の整備を行う。

- ・ (支援措置) : 歴史的環境形成総合支援事業 (平成 21 年度)
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

鞍月用水は、藩政期とほぼ変わらぬ位置を流れている金沢を代表する歴史的な用水のひとつである。

整備区間は既存の石積み護岸の老朽化が著しいため、関係機関と連携しつつ、用水の歴史的・文化的価値に配慮した改修整備を行うとともに、開渠化も併せて行い潤い空間を創出する。





農業用排水施設整備事業位置図

二. その他、歴史的風致の維持及び向上に資する事業

○歴史的建造物保存事業

(1) 伝統的建造物修復事業

- ・ (事業主体) : 所有者 (間接)
- ・ (事業期間) : 平成 10 年度～平成 21 年度
- ・ (位置及び区域) : 伝統環境保存区域、伝統環境調和区域及び
近代的都市景観創出区域の一部

・ (事業の概要)

昭和 20 年以前に建築され、本来の伝統的な外観を良好な状態に維持、回復させることが可能な建造物に対しての修理修景の助成を行う。

- ・ (支援措置) : 歴史的環境形成総合支援事業 (平成 21 年度)
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

本市は昭和 43 年に全国の自治体に先駆け「金沢市伝統環境保存条例」を制定した。条例に基づく区域として「伝統環境保存区域」を指定し、歴史的風致保存の取り組みを進めてきている。さらに、平成元年に既存条例を継承・発展させた「景観条例」を制定してきた。区域内にある当該条例に基づき認定した伝統的建造物の保全・再生を目指すうえで外観の修復等を促し、金沢らしい魅力を醸し出す景観要素を保存する。なお、認定した伝統的建造物が文化財保護法第 57 条に基づく登録有形文化財 (建造物) である場合は、関係機関と連携を図りながら文化財としての価値の維持及び向上を図る。

(2) こまちなみ保存事業

- ・ (事業主体) : 所有者 (間接)
- ・ (事業期間) : 平成 6 年度～
- ・ (位置及び区域) : こまちなみ保存区域
- ・ (事業の概要)

市内 9 箇所指定している「こまちなみ保存区域」において区域の特性を生かした建造物の修景整備や環境整備に対する助成を行う。

- ・ (支援措置) : 歴史的環境形成総合支援事業 (平成 21～22 年度)、
社会資本整備総合交付金
(街なみ環境整備事業 : 平成 23～29 年度)、
集約促進景観・歴史的風致形成推進事業 (平成 28～29 年度)
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

本市は平成 6 年に歴史的景観が色濃く残る地区を保存するため、「金沢市こまちなみ保存条例」を制定した。条例に基づく区域として「こまちなみ保存区域」を指定し、歴史的風致保存の取り組みを進めてきてい

る。区域内における伝統的な建造物の保全・再生を目指すうえで外観の修復等を促し、金沢らしい魅力を醸し出す景観要素を保存する。また、当該条例に基づき特に重要な建造物をこまちなみ保存建造物として登録し保存を図る。なお、建造物が文化財保護法第 57 条に基づく登録有形文化財（建造物）である場合は、関係機関と連携を図りながら文化財としての価値の維持及び向上を図る。

（３）伝統的寺社建造物修復事業

- ・（事業主体）：所有者（間接）
- ・（事業期間）：昭和 45 年度～
- ・（位置及び区域）：伝統環境保存区域、伝統環境調和区域及び近代的都市景観創出区域の一部
- ・（事業の概要）

対象区域における寺社等の建物、土塀、山門、石積みの修復に対し助成を行う。
- ・（支援措置）：歴史的環境形成総合支援事業（平成 21～22 年度）、社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業：平成 23～29 年度）、集約促進景観・歴史的風致形成推進事業（平成 28～29 年度）
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

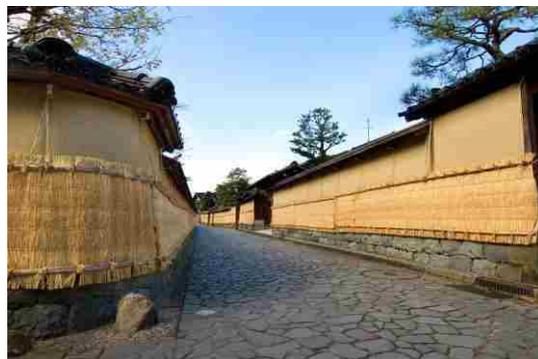
本市は平成 14 年「金沢の歴史文化遺産である寺社の風景の保全に関する条例」を制定し、区域として「寺社風景保全区域」を定め、寺院群の歴史的風致保存に取り組んでいる。建物、土塀、山門の修復、滅失したものの復元及び歴史的・文化的に価値のある石積みの復元を行い、歴史的街並みを後世に継承することで金沢の個性をさらに磨き高める。

（４）武家屋敷土塀等整備事業

- ・（事業主体）：金沢市
- ・（事業期間）：昭和 39 年度～
- ・（位置及び区域）：長町武家屋敷群
- ・（事業の概要）

対象区域の土塀を冬期の積雪等から保護するため薦の設置を行う。
- ・（支援措置）：市単独事業
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

中級武士住宅地であった長町は、現在でも多くの土塀や門が残されており藩政時代の歴史的街並みを留めている。長町武家屋敷群は、本市が



昭和 43 年に制定した「金沢市伝統環境保存条例」による最初の「伝統環境保存区域」に位置づけられ、歴史的風致保存の取り組みを進めてきている。また土塀の薦掛けは金沢の冬の風物詩として定着している。

(5) 金澤町家再生活活用事業

- ・ (事業主体) : 所有者 (間接)
- ・ (事業期間) : 平成 22 年度～
- ・ (位置及び区域) : 伝統環境保存区域、伝統環境調和区域及び近代的都市景観創出区域の一部
- ・ (事業の概要)

金澤町家の再生活活用を推進するため、歴史的建造物の内外部の修繕・補強に対し支援する。
- ・ (支援措置) : 歴史的環境形成総合支援事業 (平成 22 年度)、社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業 : 平成 23～29 年度)、集約促進景観・歴史的風致形成推進事業 (平成 28～29 年度)
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

市内に残る歴史的建築物は歴史的風致を形成する重要な構成要素であるが、未指定の歴史的建築物の滅失が進み空き家や空地の増加が顕著となっている。本市ではこのような状況にある歴史的建築物のうち町家、武士住宅及び近代和風住宅のいずれかの様式を有するものを「金澤町家」と定義し、歴史的風致の保存と活用を推進する。

(6) にし茶屋街修景整備事業

- ・ (事業主体) : 所有者 (間接)
- ・ (事業期間) : 平成元年度～
- ・ (位置及び区域) : にし茶屋街
- ・ (事業の概要)

藩政時代の面影を今も伝える「にし茶屋街」において地区内建造物の修理修景整備等に助成を行う。
- ・ (支援措置) : 歴史的環境形成総合支援事業 (平成 21 年度)、社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業 : 平成 23～25 年度)、市単独事業 (平成 26～29 年度)
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

3 茶屋街のひとつであり、茶屋様式の建物とともに茶屋文化も色濃く



残っている「にし茶屋街」において、伝統的な建造物の保全・再生を目指すうえで外観の修復等を促し、茶屋街の魅力を醸し出す景観要素を保存する。

(7) 文化財保存助成事業

- ・(事業主体)：所有者(間接)
- ・(事業期間)：昭和24年度～
(ただし、平成20～29年度については、以下の支援措置)
- ・(位置及び区域)：重点区域内
- ・(事業の概要)

金沢市文化財保護条例により指定されている建造物等及び景観条例で指定されている保存対象物のうち、歴史的風致形成に寄与しているものについて、所有者等が行う良好な状態に維持または回復するための保存修理に対して助成を行う。
- ・(支援措置)：歴史的環境形成総合支援事業(平成21～22年度)、
社会資本整備総合交付金
(街なみ環境整備事業：平成23～29年度)
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

金沢市指定有形文化財等のうち、歴史的風致形成に寄与するものを歴史的風致形成建造物として位置づけ、その維持保存のために所有者が行う修理事業について助成し、歴史的風致の維持を図る。また、景観条例の指定保存対象物についても同様に、伝統的な建造物の保全・再生を目指すうえで必要な外観の修復等を促し、歴史的風致の維持に努める。また、歴史的風致形成建造物が文化財保護法第57条に基づく登録有形文化財(建造物)である場合は、関係機関と連携を図りながら文化財としての価値の維持及び向上を図る。

(8) 県指定文化財助成事業

- ・(事業主体)：所有者(間接)
- ・(事業期間)：昭和26年度～
- ・(位置及び区域)：重点区域内
- ・(事業の概要)

石川県文化財保護条例により指定されている建造物等のうち、歴史的風致形成に寄与しているものについて、所有者等が行う良好な状態に維持または回復するための保存修理に対して助成を行う。
- ・(支援措置)：市単独事業

- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

石川県指定有形文化財のうち、歴史的風致形成に寄与するものを歴史的風致形成建造物として位置づけ、その維持保存のために所有者が行う修理事業について助成し、歴史的風致の維持を図る。

（9）景観修景事業

- ・（事業主体）：所有者（間接）
- ・（事業期間）：昭和 58 年度～
- ・（位置及び区域）：景観形成区域（伝統環境保存区域・伝統環境調和区域・近代的都市景観創出区域）、斜面緑地保全区域、寺社風景保全区域、保全用水に面する敷地（保全用水区域）
- ・（事業の概要）

景観関連条例指定区域において、道路に面する部分における板塀、土塀、生垣等の外構部分の修景に関する工事について助成を行う。

- ・（支援措置）：市単独事業
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

景観関連条例の指定区域において、民地における沿道部分の外構空間等は、歴史的風致の保全に重要な景観構成要素である。本市ではこのような沿道空間において、周辺景観との調和や景観の向上に寄与する整備を促進し、歴史的風致の維持及び向上を推進する。



(10) 斜面緑地保全育成事業

- ・（事業主体）：所有者（間接）
- ・（事業期間）：平成12年度～
- ・（位置及び区域）：斜面緑地保全区域
- ・（事業の概要）

斜面緑地保全区域において、遠望風致を保全するために効果的な高木植栽工事、斜面緑地の保全に係る活動等について助成を行う。

- ・（支援措置）：市単独事業
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

本市における歴史的風致の重要な構成要素である斜面緑地の保全・育成を促進し、市街地と一体となった魅力ある歴史的風致の維持に努める。



(11) 屋外広告物等撤去補助事業

- ・ (事業主体) : 所有者 (間接)
- ・ (事業期間) : 平成8年度～
- ・ (位置及び区域) : 市全域
- ・ (事業の概要)

景観上支障となったり、周辺景観を阻害する屋外広告物等の撤去に関する工事について助成を行う。

- ・ (支援措置) : 市単独事業
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

屋外広告物を適切に景観誘導することにより、本市における歴史的風致の維持及び向上に努める。



[撤去前]



[撤去後]

(12) 文化財ボランティア活動支援事業

- ・(事業主体)：民間団体(間接)
- ・(事業期間)：平成20年度～
- ・(位置及び区域)：市全域
- ・(事業の概要)

金沢の歴史遺産を市民協働で保護していくことを目的としてボランティアを育成し、その活動を支援する。

- ・(支援措置)：市単独事業
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

歴史的風致を維持していくためには、行政、市民、事業者がそれぞれの役割を果たしていくことが必要である。文化財ボランティアは市民活動の核として、歴史的風致の維持及び向上に関する情報提供者の役割を担うとともに、周知啓発に繋がる調査活動に参加する。市がその活動を積極的に支援することで、協働による歴史的風致の維持及び向上を図る。



(13) 歴史的建造物保存活用事業

- ・ (事業主体) : 金沢市
- ・ (事業期間) : 平成 21 年度～
- ・ (位置及び区域) : 伝統環境保存区域、伝統環境調和区域及び
近代的都市景観創出区域の一部
- ・ (事業の概要)
歴史的風致形成建造物及びその敷地を取得し、建造物の修理復元を行い、
市民や観光客に広く公開活用することにより、歴史都市の魅力向上を図る。
- ・ (支援措置) : 歴史的環境形成総合支援事業 (平成 21～22 年度)、
社会資本整備総合交付金
(街なみ環境整備事業 : 平成 23, 24, 26～28 年度)
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)
まちなかに残る歴史的風致形成建造物の現地保存を図るため、所有者に
よる維持管理が困難になった場合、金沢市が取得し、修理復元を行い、建
造物の存在価値を高め、公開活用を促進することで周辺環境と一体となっ
た金沢の歴史的風致の維持及び向上を図る。



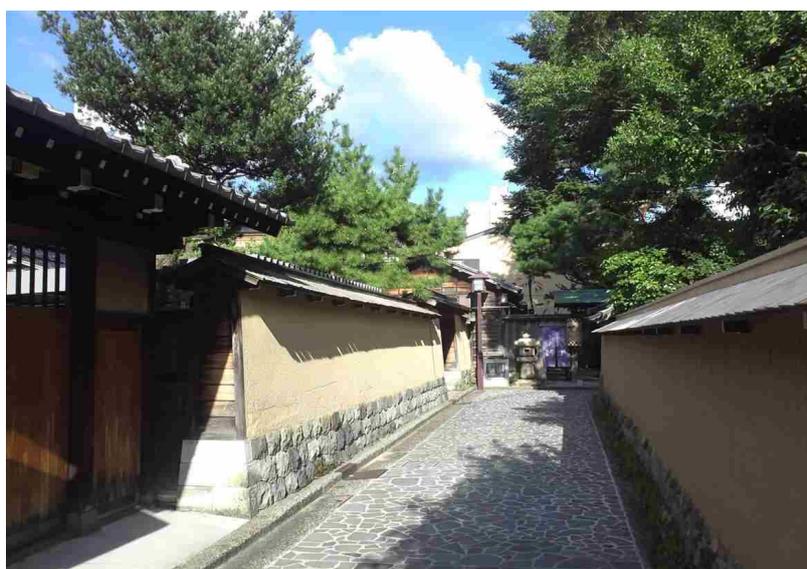
(14) 長町景観地区保全活用事業

- ・(事業主体)：金沢市
- ・(事業期間)：平成 26 年度～
- ・(位置及び区域)：長町景観地区
- ・(事業の概要)

旧武士居住地に見る歴史的風致の重要な構成要素である長町武家屋敷群を、景観法に基づく景観地区に指定し、景観まちづくりを推進するとともに、建造物の修理や、樹木の雪吊り等に対する支援措置を創設し、長町景観地区の保全及び魅力の向上を図る。

- ・(支援措置)：社会資本整備総合交付金
(地域活力基盤創造交付金：平成 26～27 年度)、
集約促進景観・歴史的風致形成推進事業(平成 28～29 年度)
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

長町武家屋敷群では、土塀の連続や長屋門、昔ながらの旧武士系住宅、セドと呼ばれる内向きの庭には大野庄用水の水が引き込まれるなど、武士居住地の風情が色濃く残っており、降雪時前の庭木の雪吊りや、土塀の薦掛けなど、金沢の武家文化が凝縮されている地区である。当該地区を景観地区に指定し、まちなみを保全し活用することで、歴史的風致の維持及び向上を図る。



○伝統行事、伝統文化、工芸技術の継承・育成事業

(1) 金沢「百万石まつり」

- ・ (事業主体) : 百万石まつり実行委員会
- ・ (事業期間) : 昭和 27 年度～
- ・ (位置及び区域) : 金沢城周辺
- ・ (事業の概要)

金沢市及び金沢市商工会議所を中心として組織された実行委員会により、メインの百万石行列をはじめ、様々な伝統行事等を実施し、百万石まつりを運営する。

○百万石まつりプログラム

百万石行列、百万石茶会、百万石薪能、加賀百万石「盆正月」等

- ・ (支援措置) : 市単独事業
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

金沢百万石まつりの由来は、金沢城金谷御殿跡地に建立された尾山神社(神門は国重要文化財)の封国祭にある。また、当該まつりは、近世城下町から引き継がれてきた都市構造、金沢城に代表される歴史遺産群、伝統文化や工芸技術など、金沢の歴史的風致を活用したソフト事業の代表である。市民の積極的な参加を促し歴史的風致に触れる機会を創出し、本市が誇る歴史的風致を広く内外に発信する。



(2) 伝統産業技術研修者育成事業

- ・ (事業主体) : 個人または法人
- ・ (事業期間) : 平成2年度～
- ・ (位置及び区域) : 市全域
- ・ (事業の概要)

伝統産業の専門的知識及び技術を修得しようとする者、もしくは修得しようとする者を雇用する事業者に対して奨励金を交付する。

- ・ (支援措置) : 市単独事業
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

本市の伝統産業等の後継者として、質の高いものづくりを担う人材を育成することにより、伝統産業のさらなる振興を期すものである。このことにより、歴史と伝統を反映した生業を継承し、良好な歴史的風致の維持及び向上を図るものである。



[金沢漆器]



[加賀象嵌]



[金沢仏壇]

(3) 工芸工房開設奨励事業

- ・ (事業主体) : 個人または法人
- ・ (事業期間) : 平成10年度～
- ・ (位置及び区域) : 中心市街地、伝統環境保存区域、伝統環境調和区域及び近代的都市景観創出区域の一部

- ・ (事業の概要)

中心市街地等における伝統工芸産業の工芸家及び職人の創作活動の場を確保するため、当該中心市街地等の区域内にある商店街の空き店舗等の利用による職人工房の開設に要する経費に対して補助金を交付する。

- ・ (支援措置) : 市単独事業

- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

職人のまち金沢においても、近年、職人層の高齢化と中心部からの転出により、街の中から「ものづくり」の活気と伝統が失われつつある。このため、中心市街地の空き店舗等を伝統工芸産業の工芸家や職人の工房として活動の場を確保することにより、中心市街地活性化の一助とする。本市の歴史と伝統を反映した生業を継承することにより、良好な歴史的風致の維持及び向上を図るものである。



[外観]



[加賀毛針]

(4) 加賀宝生子ども塾事業

- ・ (事業主体) : 金沢市
- ・ (事業期間) : 平成14年度～
- ・ (位置及び区域) : 市全域
- ・ (事業の概要)

市内の小中学生を対象に、金沢市指定無形文化財である加賀宝生を月2回の割合で2年間教える。

- ・ (支援措置) : 市単独事業
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

藩政時代から受け継がれている加賀宝生は、現在も広く市民の間で親しまれている。この加賀宝生を子どもたちに教えることを通じ、能楽が有する固有の文化性(美、礼節など)を人づくりに生かすとともに、金沢の伝統芸能を次代に引き継ぐすそ野の拡大を目指し、本市の伝統文化の振興発展に寄与する。また、塾の修了生が能楽を継続できる場として梅鶯会(OB会)・おかし研祐会(OB会)の活動を補助することにより、後継者の育成を図る。本市の歴史と伝統を反映した芸能を継承することにより、良好な歴史的風致の維持及び向上を図るものである。



[練習風景]



[記念発表会]

(5) 金沢素囃子子ども塾事業

- ・ (事業主体) : 金沢市
- ・ (事業期間) : 平成 17 年度～
- ・ (位置及び区域) : 市全域
- ・ (事業の概要)

市内の小中学生を対象に、金沢市指定無形文化財である金沢素囃子を月 2 回の割合で 2 年間教える。

- ・ (支援措置) : 市単独事業
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

金沢素囃子は北陸では金沢のみに残る伝統芸能であり、格調の高さ、優美華麗さ、技能水準の高さにおいて全国的にも上位にある。この金沢素囃子を子どもたちに教えることを通じて、素囃子が有する固有の文化性(美、礼節など)を人づくりに生かすとともに、金沢の伝統芸能を次代に引き継ぐすそ野拡大を目指し、本市の伝統文化の振興発展に寄与する。本市の歴史と伝統を反映した芸能を継承することにより、良好な歴史的風致の維持及び向上を図るものである。



[発表会]



[練習風景]

(6) 金沢工芸子ども塾事業

- ・ (事業主体) : 金沢市
- ・ (事業期間) : 平成 20 年度～
- ・ (位置及び区域) : 市全域
- ・ (事業の概要)

市内の小中学生を対象に、金沢の伝統工芸技術を 2 年間教える。

- ・ (支援措置) : 市単独事業
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

金沢のもつ工芸の伝統や人材を生かし、子どもの頃からものづくりの楽しさを体験させることを通じ、工芸の素質、素養を磨き、将来の一流の工芸作家の発掘と育成を図る。また、金沢の伝統工芸を次代に引き継ぐすそ野拡大を目指し、本市の伝統工芸の振興発展に寄与する。本市の歴史と伝統を反映した工芸技術を継承することにより、良好な歴史的風致の維持及び向上を図るものである。



[指導状況]



[指導状況]

(7) 金沢茶道子ども塾事業

- ・ (事業主体) : 金沢市
- ・ (事業期間) : 平成 22 年度～
- ・ (位置及び区域) : 市全域
- ・ (事業の概要)

市内の小中学生を対象に、暮らしに根付く伝統文化である「金沢の茶道」を月 2 回の割合で 1 年間教える。

- ・ (支援措置) : 市単独事業
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

金沢の茶道文化は、平成22年 2 月に国から選定を受けた「重要文化的景観」の構成要素のひとつと位置づけられており、市民茶会などを通して広く市民にも親しまれている。金沢・茶道子ども塾では、抹茶・煎茶の礼儀作法のほか、茶道具づくりや和菓子づくりなどの体験を通じて茶道全般を楽しく学び、「茶会を催すために必要なものを全て地元で揃えることができる」という金沢の強みについて理解を深めてもらう。藩政期から連綿と受け継がれ、伝統工芸や食文化等にまで広がりを持つ「金沢の茶道」を子どもたちが学び、体験することを通じて、未来の茶道文化の担い手を育成し、伝統文化を継承することにより、良好な歴史的風致の維持及び向上を図るものである。



[和菓子づくり体験]



[作法体験]

(8) 金沢のお茶室活用推進事業

- ・ (事業主体) : 金沢市、個人または法人
- ・ (事業期間) : 平成 20 年度～22 年度
- ・ (位置及び区域) : 市全域
- ・ (事業の概要)

市内に分布する茶室を市民に広く紹介するための総合マップを作成する。また、大規模茶会を誘致するために、5箇所以上の茶室を同時に使用して開催する場合、5箇所目からの茶室使用料を助成する。

- ・ (支援措置) : 市単独事業
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

茶室は本市の伝統文化のひとつ茶の湯の象徴といえるものであり、本市が所有する茶室をさらに活用するために、広く市民に紹介する。また、茶会だけでなく、アートの展示会や朗読会、ミニコンサートなどに茶室を活用し、お茶室の多様な魅力を発信することで茶の湯文化の継承・発展に寄与する。本市の歴史と伝統を反映した嗜みを継承することにより、良好な歴史的風致の維持及び向上を図るものである。



[お茶室活用状況]

(9) 金沢伝統文化親子体験講座事業

- ・ (事業主体) : 金沢市
- ・ (事業期間) : 平成 28 年度～
- ・ (位置及び区域) : 市全域
- ・ (事業の概要)

金沢の文化の未来を担う人づくりを目的として、市内の小学生高学年親子を対象に、いけ花・箏曲・日本舞踊・きものの4つの伝統文化を体験できる講座を開催する。

- ・ (支援措置) : 市単独事業
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

子ども達に金沢の多様な伝統文化に親しんでもらうための学習及び体験の場を提供し、本市の歴史と伝統を反映した文化を未来に引き継ぐすそ野を拡大し、継承することにより、良好な歴史的風致の維持及び向上を図るものである。



[日本舞踊講座]



[箏曲講座]

(10) 金沢人づくり学生塾事業

- ・ (事業主体) : 金沢市
- ・ (事業期間) : 平成 28 年度～
- ・ (位置及び区域) : 市全域
- ・ (事業の概要)

金沢の文化の未来を担う人づくりを目的として、高校生及び短大生、大学生を対象に、金沢市指定無形文化財である「金沢素囃子」「加賀宝生」を体験できる講座を年 7 回開催する。

- ・ (支援措置) : 市単独事業
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

金沢の伝統芸能である「金沢素囃子」「加賀宝生」の体験の場を提供し、学生が文化について考え、文化を担っていくために必要な資質・能力を身に付け、本市の歴史と伝統を反映した芸能を未来に引き継ぐすそ野を拡大し、継承することにより、良好な歴史的風致の維持及び向上を図るものである。



[金沢素囃子講座]



[加賀宝生講座]

(11) 子どもマイスターズクール

- ・ (事業主体) : 金沢市
- ・ (事業期間) : 平成 14 年度～
- ・ (位置及び区域) : 市全域
- ・ (事業の概要)

小中学生を対象に、金沢職人大学校に所属する現役の職人が講師となり、伝統的な技術や体験談、文化について月 2 回の割合で 2 年間教える。

- ・ (支援措置) : 市単独事業
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

藩政期から伝えられている職人の高度な伝統技術を子どもたちが学び、体験することを通じて、継者の育成、職人の心意気の継承を図り、良好な歴史的風致の維持及び向上を図るものである。



(12) 旧町名復活事業

- ・ (事業主体) : 地域団体
- ・ (事業期間) : 平成 11 年度～
- ・ (位置及び区域) : 旧城下域
- ・ (事業の概要)

旧町名を歴史的文化資産として復活し後世に継承する。旧町名の復活推進にかかる活動及び旧町名継承まちづくり協定に基づく活動に対し支援を行い、地域における住民相互の連帯意識の醸成及び住民によるまちづくりの活性化を図る。

- ・ (支援措置) : 市単独事業
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

本市では、小学校校区を単位とした地域活動、コミュニティ活動の場が確立されており、これらを中心に地域に根付いた伝統行事が活発に行われている。旧城下町区域においてその基本単位となる町会においては、現在も藩政時代のまちの特徴を象徴的に表した旧町名を呼称している場合が多く、地域住民は現在も深い愛着をもっている。この由緒ある旧町名の復活を推進し、まちづくりと地域コミュニティの活性化を図ることで伝統行事、伝統芸能を継承・育成し、歴史的風致の維持及び向上につなげる。



[復活前]



[復活後]

(13) コミュニティ空間保全活用事業

- ・ (事業主体) : 地域団体
- ・ (事業期間) : 平成 18 年度～
- ・ (位置及び区域) : 市全域
- ・ (事業の概要)

「金沢市における広見等のコミュニティ空間の保存及び活用に関する条例」に基づき、コミュニティ空間（広見、寺社等の境内、袋小路、用水、わき水）を保存活用する団体と市が協定を締結し、保存活用につながる事業に対して支援する。

- ・ (支援措置) : 市単独事業
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

金沢は、自然や歴史、文化等を背景に、豊かな人間関係と地域の連帯感が築かれており、それが今日における地域の伝統行事、伝統芸能などを支えてきた。人々が集まり、語り、地域の絆を育んできた場所が、広見をはじめとするコミュニティ空間であり、地域の伝統を守り続けた場でもある。これらのコミュニティ空間を次世代に継承することで、地域の活動を活性化させる。



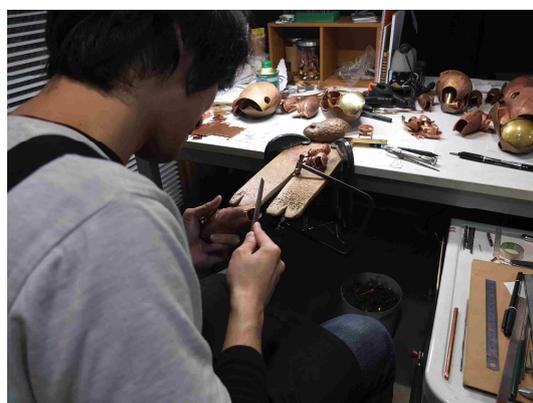
(14) 金澤町家職人工房開設事業

- ・ (事業主体) : 金沢市
- ・ (事業期間) : 平成 21 年度～
- ・ (位置及び区域) : 東山 2 丁目地内ほか
- ・ (事業の概要)

まちなかの使用されていない町家を活用し、伝統工芸産業の 40 歳以下で独立してから 5 年未満の若手工芸作家、若手職人等の独立を支援するインキュベーション施設となる貸し工房を開設する。ここでは、ギャラリーとしても活用し、広く本物の工芸や職人の技をアピールする。

- ・ (支援措置) : 市単独事業
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

伝統工芸産業の若手工芸作家や若手職人等の独立を支援することにより、本市の歴史と伝統を反映した生業を保存・継承するとともに、使用されていない町家を利活用することで、町家に新しい息吹を吹き込み、創造的な活動を生み出すことで、良好な歴史的風致の維持及び向上を図る。



(15) 伝統芸能保存育成事業

- ・ (事業主体) : 三茶屋街の各料亭組合、金沢伝統芸能振興協同組合
- ・ (事業期間) : 平成2年度～
- ・ (位置及び区域) : 三茶屋街
- ・ (事業の概要)

三茶屋街の各料亭組合に対して、地方・立方稽古への補助を行う。また、金沢伝統芸能振興協同組合に対して、伝統芸能の普及・後継者育成・技能修得奨励への補助を行う。
- ・ (支援措置) : 市単独事業
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

三茶屋街に継承される伝統芸能の継承・育成・普及を推進することにより、茶屋街特有の風情、情緒が醸しだされ、歴史的風致の維持及び向上が図られる。



[金沢芸妓]



○歴史的風致を活用した国際観光推進事業

(1) 多言語化事業

- ・ (事業主体) : 金沢市ほか
- ・ (事業期間) : 平成 27～29 年度
- ・ (位置及び区域) : 市全域
- ・ (事業の概要)

外国人旅行者向けに観光パンフレットや観光マップ、周遊マップ等を多言語化し、歴史的風致の観光地をエリア別に紹介する。また、観光情報のスマートフォン対応サイトなどを多言語で開設する。
- ・ (支援措置) : 歴史的風致活用国際観光支援事業 (平成 27～29 年度)、
文化遺産総合活用推進事業 (平成 29 年度)
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

多くの外国人旅行者が本市の歴史的風致に見て、触れて、感じる体験をし、その体験を世界に発信していくことで、本市の歴史的風致の維持及び向上を図る。

(2) 人材育成事業

- ・ (事業主体) : 金沢市
- ・ (事業期間) : 平成 28～29 年度
- ・ (位置及び区域) : 市全域
- ・ (事業の概要)

外国人旅行者に対して観光案内を行う際に、歴史的風致の内容を「正しく」、「わかりやすく」説明するための研修会を開催し、一般市民ガイドの外国語能力の向上を図る。
- ・ (支援措置) : 歴史的風致活用国際観光支援事業 (平成 28 年度)、
文化遺産総合活用推進事業 (平成 29 年度)
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

一般市民ガイドの外国語能力が向上し、外国人旅行者が本市の歴史的風致を正しく理解し、その魅力を世界へ発信していくことで、歴史的風致の維持及び向上を図る。